

## 第10章 フランスにおける宗教的多元主義と過激化 ——エスニックブラインドな共和国モデルから治安の多 文化主義へ

浪岡 新太郎

### 問題のありか

フランスにおいてムスリムはどのようにして市民になれるのだろうか。フランスのシティズンシップモデルは共和国モデルと呼ばれる。このモデルによれば、法政策の領域とされる国家（公的領域）と市民社会（私的領域）は明確に区別され、公的領域において市民は誰もが宗教を含む出自と結びついた属性とは無関係に扱われる（市民のエスニックブラインドネス）。その具体例として「国籍法」における出生地主義や、出自と無関係に社会的上昇を可能にする公教育制度などが挙げられる。したがって、フランスではエスニックブラインドネスゆえに特定の集団向けの法政策をつくることができない。そして、エスニックブラインドネスを特に宗教的属性について強調するのが、国家の基本原則である〈ライシテ（laïcité）：政教分離〉原則である<sup>1</sup>。この点において、英国やオランダなどの特定の宗教宗派に対して政策的対応を行う多文化主義と区別されてきた。

しかし、実際には旧植民地マグレブ諸国からの移民出身者を中心としたマイノリティは、その信仰の有無とは無関係に「ムスリム」とみなされ、フランスの市民が基本的価値とする個人の自由や政教分離、市民のエスニックブラインドネス（特に男女平等）を受け入れないのではないかと警戒されることが多い。さらに近年ではシリア危機を背景に治安維持を目的として、特に「過激化」との闘いの観点から警戒されるようになってきている。

「過激化」という言葉で示されるのは、「政治・社会・宗教上の過激なイデオロギー」と「暴力行動」の結びつく「プロセス全体」である（Khosrokar 2014）。したがって、この言葉自体は極右や極左、さらにはナショナリスト運動なども対象とする言葉である。しかし、近年の実際の使用では、イスラームの名の下でのテロリズムなどの暴力行為への人々の参加が具体的に想定されている。

「過激化」をいかに防ぐのかは、欧州をはじめ世界各国で法政策上の重要な争点になっている。各国には反過激化センターが設置され、地方自治体は「過激化」を疑われる人々についての通報を受け付けている。イラクとシリアの紛争地域に出発する欧州の若者たちは5,000人とも言われ（700人以上が女性）、そのうち2,000人以上がフランスから出発していると言われる<sup>2</sup>。その中にはイスラーム国（ISIS）の戦闘員として戦っている者もいる。また、フランスをはじめ欧州国内においてもアル・カーイダやイスラーム国を支持し、その名前の下でテロ行為を行う事件も頻発している。この意味で従来戦争のように国境の外

で戦闘は行われるとは限らない。外国人ではなく、国民が国内でテロ行為を行うという意味では国内を安全とし、危険を国外に追いやるような境界線はもはや機能しない。

こうした中でフランスは2012年3月19日のアルジェリアに出自を持つフランス人モハメド・メラ（Mohamed Merah）による国内テロ事件を契機として、2014年から「テロとの闘い」を再組織化した。テロ対策を進めるための「非常事態法」をはじめとして法整備を進めると同時に、行政裁量の幅を広げ、さらに予防効果を目的として学校や病院、家庭などの市民社会との協力関係を進めようとしている。こうしたテロ対策の特徴は、「過激化」対策の名の下にテロを「予防」しようとするところにある。その特徴は、これまでのテロ対策が具体的な準備状況やテロ行為自体を対象とするのに対し、「人がテロ行為に参加するようになる際の「過激な」イスラーム解釈を身につける過程」に働きかけることで未然にテロ行為を防ぐところにある。たとえば、テロを賞賛（apologie）するような発言は「予防」の対象となるのだ<sup>3</sup>。

第二世代はどのように「過激化」の主体として見なされるようになったのだろうか。「過激化」は必然的にテロ行為に結びつくものだろうか。誰がテロリストになるのかを予測することが可能なのだろうか。いずれにせよ、予測をすることでどのような行政による個人への介入が行われているのだろうか。そもそも個人の信仰のあり方や過程といった帰属に行政が介入することは、＜政教分離原則＞をとるフランスにおいてどのように可能なのだろうか。本稿では以上の問いに答えるために、まずフランスにおいて「過激化との闘い」という政策課題がどのように生じてきたのかを確認する。次に「過激化との闘い」を実施する上で、どのような法政策があるのかを確認し、最後に実際に採用されているアプローチの特徴を検討する。

## 1. 「過激化」という認識枠組みの登場

現在、フランスにおいて「過激化」という言葉で認識されるのは、マグレブ諸国からの移民出身者の第二世代以降（以下第二世代）である。約300万人とも言われる第二世代の多くは、出生地主義を「国籍法」で認めるフランスにおいてすでにフランス国籍を取得している。したがって、彼らはもはや「移民」ではなく「フランス国民」であるが、未だに「移民」、「アラブ」、さらに近年は「ムスリム」と、その肌の色や名前などから認識され、差別されることが多い。彼らはフランスにおいてフランス人平均よりも高い失業率を経験し、学歴はより低く、その居住地は低所得者層が多い「郊外（banlieue）」の「適正家賃団地（Habitation à loyer modéré）」に集住する傾向がある。彼らの経験する雇用や教育、住宅における困難を、その移民経験からくる言語的困難や受け入れ国の教育制度の理解不足などのみに原因を求めることはできない。同程度の教育水準でも第二世代は、フランス人平均よりも3倍雇用されにくい。また、彼らの差別経験に注目すると警察や学校など特に平等を前提とす

るはずの公的施設での経験が多い。第二世代は、このように移民出身者であることを原因とする社会経済的排除に加えて差別を経験することでフランス人平均よりも困難な状況にある。彼らは現在、「過激化との闘い」の観点からメディアや政治家の言説の中で注目されているが、常にそうだったわけではない。

第二世代が「ムスリム」と一般にみなされ、脅威とされるとしても、エスニックブラインドな共和国モデルは法政策的には対応しなかった。「第五共和制憲法」一条によれば、「フランスは不可分の、ライシテに基づく民主的かつ社会的な共和国である。フランスは出生、人種、または宗教による差別なしに、すべての市民に対して法の下での平等を保障する」。したがって、特定のマイノリティに対して特定の法律や政策を適用することはできない。つまり、第二世代がムスリムとして差別を経験し、フランス人平均よりも不平等な社会経済的条件を経験するとしても、一般的な反差別政策を立てることしかできない。彼らを特に対象とした反差別の法政策を立てることはできないのだ。そのために、実際には「ムスリム」として第二世代が差別されるとしても、この「ムスリム」に対する差別に対して有効な政策を打ち出すことはできない。そのことが極右政党をはじめ「ムスリム」差別を主張する勢力の後押しをしたとも言われる。

1989年パリ郊外のクレイユで生じた「イスラームのスカーフ事件」から続く一連の公立学校における女性ムスリムの宗教的標章の着用をめぐる議論は、ムスリムという特定の信仰者（特に女性）に対する行政の対応の必要性和困難の観点から理解することができる（浪岡2011）。1989年10月の事件はパリ郊外の中学校でムスリム系移民出身者の女子中学生がムスリム・アイデンティティの表明となるスカーフ、いわゆるヒジャブを着用して出席することが公立学校の教師によって＜政教分離原則＞違反と見なされ、登校を拒否されたというものである。教師は、生徒のヒジャブ着用を公立学校という公的空間に宗教的標章という私的属性を持ち込む行為として理解した。この事件がメディアでは大きく共和国モデルの基本原則である＜政教分離原則＞の危機として取り上げられる。

しかし、1989年11月、この件について諮問を受けた国務院（最高行政裁判所）は、従来の法律解釈を根拠として、＜政教分離原則＞は、公立学校の教職員に対して要求されるものであって、生徒に対しては要求されないことを明確化した。つまり、国務院はイスラームがどのような宗教宗派であるのかという、帰属の意味には立ち入らずに、＜政教分離原則＞は公立学校の教職員に適用されることを確認した。そしてその後、国務院はこの判断に基づいて生徒の宗教的標章の着用を禁止するような学校の対応を違法とし、実際に体育の授業で生徒がヒジャブを着用したために授業の実施が困難になるなど、具体的な障害が教育活動において生じた場合にのみ適法とした。

同1989年、「高等統合審議会（HCI）」が成立して国務院の判断を共和国モデルの観点から擁護する。HCIは移民出身者を念頭にフランスにおける市民のあり方について報告書を

政府に提出する公的諮問機関である。HCIはフランスの平等概念の法的構造として、〈政教分離原則〉による①行政の宗教問題への非関与と②特定集団向けの法政策の不在を共和国モデルとして評価し、イスラームを他の宗教宗派と同じように扱うことの重要性を主張した（HCI 1991; 2000）。国務院やHCIは、スカーフ事件をはじめ、イスラームをフランスの基本的価値としての〈政教分離原則〉と対立するとみなす政治社会的解釈に対して、法律家をはじめとする社会科学者の知見に基づくことで法政策のエスニックブラインドネスを擁護したと言える。

しかし、2000年代に入るとイスラームとフランスの価値との対立性を強調する政治社会的な理解に裁判所や公的諮問委員会も倣うようになる。それまでの〈政教分離原則〉に対立する政教一致を目指すイスラームという見方に代わって、市民のエスニックブラインドネスに対立する女性の抑圧を当然とするイスラームという見方が特に強調される。この見方にしたがって、第二世代の女性の抑圧からの解放のために国家は、公的機関やさらには公道などの〈公の場〉から抑圧の象徴たるイスラームの標章を排除するべきとの考えが広まった。ただし、女性が特に対象になっている点は変わらない（浪岡 2017）。

右派のジャック・シラク（Jacques Chirac）大統領のイニシアティブの下、2004年3月15日に「公立学校におけるこれ見よがしな宗教的標章着用を禁止する法」が成立した。この法律はその設立経緯からも生徒のヒジャブ着用禁止を明確に目的としており、「スカーフ禁止法」と一般に呼ばれる。この法律は、これまで公立学校における生徒のヒジャブ着用が法的に違反ではない（したがって共和国モデルと矛盾しない）と裁判所が判断していたそれまでの着用をめぐる法律学的解釈を変更する。2010年9月14日には、共産党のアンドレ・ジェラン（André Gerin）国会議員のイニシアティブから、「何人も、公の場（公道など：筆者注）においては、その顔を隠すための衣服を着用することはできない」とする、「公の場において顔を隠すことを禁止する法」、いわゆる「ブルカ禁止法」が成立している。これらの法律は特定の宗教宗派への帰属を示す標章に関与するという意味で〈政教分離原則〉に反する。しかし、女性の抑圧からの解放が理由になることで、ムスリムに特に他の市民とは違う扱いを強制するこうした法律は「例外的に」正当化される。

こうした中、第二世代の女性を念頭に、〈政教分離原則〉、市民のエスニックブラインドネスとの対立でイメージされていたイスラームは、2012年以降、主として第二世代の男性を念頭に治安、特にホームグロウンテロを生み出す宗教宗派としてイメージされるようになる。

2012年3月11日から22日にかけてメラによるテロ事件が生じる。この事件は、フランス南西部のトゥールーズ、モンターバンで一週間のうちに兵士、民間人を含む8人が殺害され、5人が負傷した事件である。犯人のメラはアルジェリア出身第二世代であり、アル・カーイダのメンバーであると主張して、特に、ユダヤ系学校ラビ（ユダヤ教の宗教的指導

者)、フランス軍兵士を殺害した。この事件をきっかけに、それまで英国をはじめ他の欧州諸国に比べてテロ対策において遅れていたフランス政府は、次々とテロ対策関連法案を成立させていく。この流れは2015年1月7日からのシャルリー・エブド事件で決定的になる。7日、クアシ(Kouachi)兄弟がイスラームについての風刺画を掲載してムスリムからの批判を浴びていた、パリのシャルリー・エブド紙編集部を襲撃し、執筆者など12名を殺害し、翌8、9日には彼らとの連帯を表明したアメディ・クリバリ(Ahmedy Coulibaly)が同じパリでユダヤ食品店を襲撃し4人を殺害した事件である。フランス社会ではこれまで、イスラーム国などのムスリムの「過激化」は、何よりも、シリアやイラクの紛争地帯など外国の問題として認識していた。しかし、この事件によって、フランス社会は「過激化」は外国だけで生じる問題ではないこと、つまり、すでに国内の問題になっていることを意識することになる。2015年11月13日にはパリおよび郊外において第二世代を含む複数のイスラーム国支持者によって130人以上が殺害された。この事件はその規模の大きさと支持者がベルギーなど複数の欧州諸国出身者であったために、治安の観点からのより緊密な国境を越えた情報共有の重要性を意識させる。

メラの事件から2カ月後、2012年5月に右派のニコラ・サルコジ(Nicolas Sarkozy)大統領から左派のフランソワ・オランド(François Hollande)大統領に政権が交代するが、イスラームのイメージは変わらない。むしろ、オランド政権のもとで治安の観点からのムスリムの「問題化」は強化される。アル・カーイダ、イスラーム国、そしてシリアからの難民問題の中で第二世代の男性を念頭に「過激化」という問題の認識枠組みが構築される。そしてフランスで社会化された第二世代が「過激化」の主たる対象だとすれば、「過激化との闘い」は、何よりも第二世代が「過激化」していく過程に「予防」として介入することを前提とするので、社会化の装置である家庭や学校、職場への介入が正当化される。イスラームの名の下での「過激化」という観点からは、彼らが信仰するイスラームの内容を行政がチェックし、修正し、その中で特定のイスラームの内容を犯罪と結びつけて警戒するようになる。

## 2. 「過激化」とは何か

「過激化(radicalisation)」という言葉は極めて頻繁に使用されている(Brochard et Lafaye 2016)。しかし、そもそも「過激化」とは何を意味するのだろうか(Seniguer 2016)。言葉の元々の意味では「根っこから」という意味であり、言葉自体には否定的な含意はない。そもそも多くの宗教団体はその教義を「根本から」理解することを求めており、むしろそれは肯定的な意味合いも持つ。しかし、イスラームを語る際には「過激化」という言葉が否定的な意味でのみ使用される。その際には「過激化」は、「過激な・根本的な」宗教解釈(特にサラフィズムやムスリム同胞団の思想)がイラクやシリアの紛争地域への渡航やテロ行為

への参加を促す過程を示している。しかし、「過激な」解釈を学ぶことが紛争地域への渡航に必ず繋がるのだろうか。さらには、紛争地域への渡航はテロ行為への参加を含意するのだろうか。「過激化」は分析的な概念というよりは、具体的なテロ事件を背景に一般に使用されている言葉が政策的に取り込まれた概念である。したがって、「過激化」とは何を意味するのか、「過激化」はテロ対策として有効性を持つ分析概念なのかについて研究者の意見は分かれる。

この「過激な思想を身につけ（因果関係は別として）テロ行為に参加する」という意味での「過激化」とイスラームの因果関係について、大きく分けると3つの考えがある。第一に、イスラーム運動の分析を専門とする政治学者ジル・ケペル（Gilles Kepel、パリ政治学院）に代表される考えである（Kepel 2015）。彼は「イスラーム主義の過激化（radicalisation de l'islamisme）」という表現においてイスラーム主義にはそもそも政治社会改革を志向するようなイデオロギーがあること、このイデオロギーが暴力と結びつくようになることを「過激化」として理解している。この見方はイスラーム主義というイデオロギーに「過激化（テロ参加を含む）」を見出すという意味で、「文化主義（culturaliste）アプローチ」とも呼ばれる。

第二の考えはこれに対立する、同じくイスラーム運動の分析を専門とする政治学者のオリヴィエ・ロワ（Olivier Roy、欧州大学院大学）に代表される考えである（Roy 2016）。彼は「過激性のイスラーム化 islamisation de la radicalité」という表現で、イスラームが「過激化」するというケペルの見方を批判して、これまでも存在していた「過激化」が、それは、かつては極左であったり極右であったりしたわけだが、現在は従来の過激化のイデオロギーが力を失っており、これまでこうした「過激化」に進んでいた者たちがイスラームに路を求めるようになってきていると述べる。つまり、「過激化」する志向性をもった者たちがイスラームを選択しているという意味で、イスラームを「過激化」しているのである。

少数派であるが、この二つの見方を批判する立場もある。代表的な研究者がイスラーム運動の分析を専門とする政治学者のフランソワ・ビュルガ（François Burgat、フランス国立科学研究所）である（Burgat 2015）。彼はケペルのみならずロワも文化主義的なアプローチを逃れていないと述べて批判する。ビュルガによれば、両者ともテロ行為などの暴力性がなぜイスラームとの関連の中で生み出されるのかについて分析をしていない。そのために、暴力性がイスラームに内在するものであるかのように論じてしまうのだ。彼によれば、ロワも「ポストコロニアル状態の苦しみ、パレスティナ問題への自己同一化、中東における西欧の介入に対する若者の拒否、人種差別的でイスラモフォブなフランスにおける排除」などの要因とテロ行為を切り離してしまうので、テロ行為を犯す人々を少数派として「例外」視する中で、この少数者も含めて共有されるテロを生み出すような歴史的背景を作り出した欧米と中東地域との因果関係を無視してしまう。そのことは、欧米によるさらなる中東への介入を促し、ポストコロニアルな苦しみへの取り組みを西欧諸国に免除すること

になる。

それではこうした研究者のイスラームと「過激化」の関係についての知見を背景にしながらか、どのような分析が「過激化」について行われてきたのだろうか(Cesari 2014)。「過激化」の研究についてはいくつかのアプローチがある。第一は「過激化」を「社会運動」として考察するものである。第二に、個人に着目するものとして社会心理学的に考察するものである。第三に、コミュニティやディアスポラ、文化的宗教的特徴に注目し、政治的イスラーム主義、サラフィズム、ジハーディズムに注目するものである。こうしたアプローチはどれも「不満 (grievance)」に注目し、個人の不満がどのように集団の不満としてフレームされ、解釈され、個人が集団のために自己犠牲を払うようになるのかを明らかにする。

まず、社会運動に注目するアプローチ(メゾレベルアプローチ)は、ロワが代表的であるが、アル・カーイダやイスラーム国の運動はナショナルな文化にとらわれず、グローバル化していると考えている。だからこそ欧州の過激派も自分たちをバーチャルウンマに帰属していると考えることができ、イスラーム国へ参加するのだ。したがって、自分が生活する場所で直接経験する不満を解消しようとして社会運動を行うわけではない。ここでは特にインターネットの重要性が強調されることが多い。つまり、通常的生活を送っていた若者が突如インターネットでの情報などから「過激化」し、テロ行為に訴えるといった「ローンウルフ」型のテロリストである。しかし、インターネットでイスラーム国などの情報に関心を持つためには、そもそもそうした情報への関心を促すような周囲の環境が前提となる。その場合には兄弟、友人や先輩などが価値評価の基準として大きな役割を果たすことが多い。

他に刑務所での生活が出会いの場を提供し、そこで「過激化」が進むという研究も存在する。小さな犯罪を犯して刑務所に入った中で、独自にイスラームの信仰を深めていた、多くの場合同じエスニックな出自の者と出会い、自分のこれまでの経験をイスラームの観点から解釈しなおすということである。ただし、この見方はグザヴィエ・クレティエツ(Xavier Crettiez)に周局的な現象として批判されている(Crettiez et al 2017)。さらに、シリアをはじめとするイスラーム諸国への渡航経験が重要であるという指摘もある。アラビア語の能力を高めようと渡航した彼らは、現地でアラビア語の能力を高めることもなく、テロリストのネットワークと関係を持つことがあるという。何れにせよ、個人の不満自体が周囲の環境の中で認識されるようになる過程、それを「不正義」として正当化する過程、さらにはこれまでの環境と断絶するためのイニシエーションによる「帰属の変更」が注目される。その際には、ソーシャルネットワークの役割、選択的インセンティブ、フレーミングといった概念が援用される。また、この過激化がとる活動形態が中央集権的というよりはボトムアップ式であることにもしばしば言及される。

次に、個人に注目するアプローチには2つのものがある(マイクロレベルアプローチ)。第

一のもの、「過激化」の道程や動機づけに注目しながら、個人の心理学的、社会経済的プロフィールを叙述するものである。このアプローチは実際に過激化する者たちのプロフィールの多様性と動機付けの偶然性を考えれば、統計的叙述という以上の有用性を持たない。とはいえ、いくつかの特徴を見出すことはできる。「過激化」の過程において、その多数がもともと礼拝などの信仰を実践したことはなく、独学でインターネットや『誰にでもわかるイスラーム』などの初学者向けの解説書で勉強し、あっという間にムスリムと自己定義し、「過激化」している<sup>4</sup>。彼らの中には格闘技を行う者も多く、マッチョな側面を見ることができる。彼らは同性愛者、虚弱者、臆病者を批判し、ジハードに参加しない者はしばしば臆病者として認識される。

もう一つのアプローチは個人が過激化する過程を「どのように」、「なぜ」という主観的意味づけから分析するものである。「過激化」は日常生活に積極的に参加する意味を見出せない個人に「新たな出発」や「新たなチャンス」を提供することで日常生活からの離脱を可能にし、自尊心を回復することができる。特に「過激化」は、個人が失業や失恋、もしくは仕事や家族関係が安定しているなど、時間的な余裕がある時期に屈辱や怒りなど感情面に働きかけるようなメッセージを受け取ることで生じるという意見もある。特に、ロワは彼らの「過激化」にあらゆる生活の意味づけに関心を持たない「世代的ニヒリズム」を見出している。このニヒリズムをもつ若者たちは現在の生活を意味のないものとして直ちに放棄し、新たな世界観を身につけるという「一瞬」での「生まれ直し」、「改宗」を行う。

最後に、ムスリムコミュニティに注目するアプローチは、ビュルガが代表的である（マクロレベルアプローチ）。高い失業率や貧困率など社会経済的排除や差別、そして伝統的共同体に影響を与える政治経済変動、さらには出身国との感情的紐帯や出身国の紛争状況などに注目する。欧州において特にムスリムマイノリティが排除差別を経験するときに、その状況は西欧社会における中東地域の支配と重ねられやすいのである。そこには欧州における「過激化」が、歴史的な欧米世界によるイスラーム地域の支配やオリエンタリズムと、現在の欧州における「ムスリム」のあり方全体に関わっているという認識がある。これら3つのアプローチは人がなぜ「過激化」するのかということの説明において、どれも部分的に説得力を持つ。しかしながら変数が多すぎて一般化できるような知見を得ることが困難である。

こうした知見はしかしながら、政策的に十分に活用されてきたとは言い難い。その理由としては、内務省の情報の機密性や研究者の自律性を求める傾向、さらには政治家は具体的なテロ事件が起こった際には、国民の支持を得るために何よりもまず何らかの政策をとることが要求される傾向があることなどがある（Athena 2016）。研究者の間でのアプローチでは一般化できる知見の困難さが強調されることが多いが、「過激化との闘い」に取り組む法政策はどの様に「過激化」を認識したのだろうか。

### 3. 過激化との闘いの実際

フランスにおいて「過激化との闘い」が、メラ事件、つまり2012年以降始まったばかりだとしても、テロ対策自体にはすでに「刑法」の例外規定としての蓄積がある。「1986年9月9日法」は、勾留期間を48時間から96時間まで延長し、弁護士との接見を遅らせるなど、「テロの試みと関連して」起こされた違反行為を重く罰することを可能にしている。「1996年7月22日法」は、テロを目的とした集団への参加は、それ自体をテロ行為と見なすことを可能にした。これらの法律は、テロを念頭に置くことで従来の法律の「例外」として規定されており、判事に適用の判断を委ねる範囲が、従来よりも広がっている。いわゆる「予防的司法上の中立化主義 (doctrine de neutralization judiciaire preventive)」(Bonelli 2008)が進んでいる。その後もテロ対策は進み、2011年からはテロ行為に関与したと考えられる者の拘留期間を例外的に延長できるようになっている。

しかし、フランスが本格的に過激化を念頭に「テロとの闘い」を進めるのはメラ事件後である(Ragazzi 2016; 2017)。事件を受けて直ちに「2012年12月21日法」が成立する。この法はフランス国籍者が「外国で行われたテロ犯罪に参加したこと」に関して裁判することを可能にした。そして、過激化との闘いが市民社会との関係においても深化するのはマニユエル・ヴァルス(Manuel Valls)が内務大臣になる2014年3月以降である。それまでフランスは「過激化」を「法律的アプローチ」(フランス外務省)として認識していた。すなわち、テロ行為の扇動など法律で禁じられている行為に関して「闘う」のであり、具体的に暴力行為に人を促すような扇動に対してではなく、過激な言説それ自体を管理することはなかった。

しかし、以降、第二世代の社会化への介入を積極的に行うための「2014年11月13日法」が成立する。この法は、「個人によるテロの企て (entreprise terroriste individuelle)」という概念を作ることで、テロを擁護する罪の範囲を広げた。この法は、テロ活動に参加することを計画するフランス国籍者の出国を禁じ、国内の行政による禁止措置を強化した。同法は、裁判官の同意なく、「テロを賞賛し、引き起こすような」インターネットサイトの閉鎖を命じることができる。

社会化への介入をより強化していくのが2015年11月13日夜の「非常事態 (état d'urgence)」宣言である。緊急事態は警察に①居所指定 (assignation à la résidence)、②家宅捜索、③「公共の秩序に対して深刻な打撃を与える行為を犯すことを容易にし、促すような」結社、あるいは集団を解散する手段について大きな裁量を与えるという意味で、行政の予防権力を強化した。この非常事態宣言は現在に至るまで、2017年の5月の政権交代を経て、6回延長されている。

さらに「2016年6月3日法」は「組織犯罪及びテロに対する闘い」を強化し、検察と裁判官に新たな捜査手段を与えた。これによって、夜の家宅捜索やデータ及び電話での会話

を傍受するためのテクノロジー装置の使用を可能にした。さらに政府は人を増員し、予算を増やした。たとえば、検事局においては「テロ対策」として16人の検察官と27人の事務職員が増員された。

こうした法的対策は行政裁量の幅を広げることで、テロ対策を有効に組織することを目的としている。例えば、モスクでの説教を行うイマーム（教師）の多くが外国籍であることを背景に、警察がモスク内での彼の説教が憎しみを煽ったり、テロを賞賛するような性格があると判断すれば、国外退去処分を命じることができる。警察はこうしたイマームを「憎しみの説教師」と呼んでいる。その際には判事の判断を必要としないので、裁判では証拠にならないような情報に基づいて検察は行動することができる。

こうした行政裁量の拡大は、公安の再組織化と結びついている。「公安中央局（La Direction centrale des renseignements généraux: DCRG）」と「テロ監視局（la Direction de la surveillance du territoire: DST）」は公安情報をめぐる国際ネットワークをよりよく活用するために2008年に「国内情報中央局（la Direction centrale du renseignement intérieur: DCRI）」に統合され、さらに2014年にはその管轄を国家警察総局から内務大臣管轄に移し、「国内治安総局（La Direction générale de la sécurité intérieure: DGSI）」となった。この変更に伴い、予算や人員の増加、多言語の専門家や情報技術の専門家など自由に必要な人材を雇用する裁量を与えられている。さらに、国境警備隊や監獄情報センターなどこれまで治安維持とそれほど関係を持たなかった部署がネットワークを組むようになり、「2015年7月24日法」はより広範に情報収集を可能にした。

オランダ政権は2016年に「過激化とテロに対する行動計画（Plan d'action contre la radicalisation et le terrorisme: PART）」として80の措置を含んで具体化した。その中では、①過激とみなされる諸個人を摘発し、②適切な組織内で彼らを担当し、③より広範な予防措置をとる、ことが主張されている。

市民社会への直接的な働きかけとして、インターネットサイトの利用やフリーダイヤルの設置をあげることができる。2015年1月に政府はシリアに出発する若者たちの気持ちに働きかけるために、インターネットサイト「ストップ・ジハーディズム（stop-jihadisme.fr）」を設置した。過激化したとみなされる個人の摘発に関しては、2014年夏から24時間のフリーダイヤルが設置され、県庁が情報収集を監督する。フリーダイヤルはすでに5,000件を超える通報を受けている。さらに知事の管轄の下、教育省、刑務所、社会サービスも、過激化の兆候を収集するという点で、こうした試みに協力することを求められる。行政機関が直接モスクやイマームと交渉することも奨励されている。そのため、多くの知事は、イスラームの代表組織と対話を重ね、過激化の兆候のある個人の特定や過激化につながるようなイスラームの説教についての情報提供を受けている。

また、イスラーム国やアル・カーイダなどの過激派組織に関与した後でフランスに帰国

した者たちを対象に、2016年9月には最初の脱過激化組織である「社会再組み込みシティズンシップセンター（Centre de réinsertion et de citoyenneté）」が設置された。ただし、一年後に閉鎖されている。イスラームの教えの行政による管理と、場合によっては行政判断による犯罪化、およびそれを支える行政権力の肥大化は、左右を問わず政治家の支持を受けている。こうした行政の肥大化の中で目指されているのは、個人の些細な変化にも注目し、その情報を教育や社会福祉、さらには雇用の場においても行政機関が収集し、過激化が疑われる個人については継続的にその生活を確認していくようなネットワークの構築である。

こうした状況の中で、十分な証拠のないままの頻発する深夜の家宅搜索など、過激化対策による様々な問題が生じている（Seniguer 2016）。2015年12月には北フランスでイタリア系の男性が早朝4時に家宅搜索を受けている。テロ行為につながるようなものは何もなかったのだが、家宅搜索が行われた理由は、イスラームに改宗したからというものだった。警察は自分たちの裁量で家宅搜索を行うときに、依拠できるような客観的な基準はないままにテロの危険性を読み取る必要があるのだ。

2016年3月の非常事態宣言の際には、3,379件の行政による家宅搜索（prequisition administrative）が行われ、42の武器が押収され、45のモスクが搜索され、10が閉鎖された。また過激化の兆候とされるものとして県庁が提示するのは、急激な体重の減少や友人関係の変化、音楽への興味の喪失などであり、日常生活で多くの若者が経験するものが多い。そのために、こうした変化に注目したフリーダイヤルへの連絡は膨大な量になっている。

このようなアプローチはアメリカ合衆国のテロ対策にならって「暴力的過激主義対策（Countering violent Extremism: CVE）」とも呼ばれる（Beydoun 2016）。その目的は市民社会との信頼関係を基礎に、過激化の些細な兆候についても情報提供を受けることである。提供される情報の信頼度は、市民社会のアクターとの信頼関係によって左右される。しかし、警察や検察はこれまでイスラームに対して「スカーフ禁止法」をはじめ敵対的な法政策を展開し、さらに差別の主たる加害者となっているだけに、モスクや家族などから情報提供や過激化の相談を受けるような、「過激化との闘い」のパートナーとしての信頼関係を構築することに困難を抱えている。

## むすび

エスニックブラインドネスを原則とするフランスの共和国モデルといわれるシティズンシップモデルによれば、法政策の領域とされる国家（公的領域）と市民社会（私的領域）とは明確に分離され、公的領域において市民は誰もがエスニックな属性とは無関係に扱われることになっている。1990年代、2000年代、2010年代とフランスにおいて「市民になれるのではないのか」と問われ、常にムスリムは共和国モデルの適用が可能ではない存在

として疑われた。ただし、常に同じようにムスリムは問題化されたわけではない。1990年代、2000年代は公立学校におけるムスリムの女子生徒のヒジャブ着用や公の場における女性のブルカ着用が共和国の基本原則である〈政教分離原則〉や〈エスニックブラインドな市民の平等〉に対立するのではないかと問われた。

1990年代から2004年まで、公立学校でのヒジャブ着用を〈政教分離原則〉と対立すると考えて公立学校からのムスリムの女生徒を排除する教員の対応に対して、国務院と高等統合審議会は、〈政教分離原則〉は生徒ではなく教職員に適用することを確認し、違法とした。排除が認められるのは体育の授業においてヒジャブ着用が授業の参加を不可能にするなどの、具体的な障害が生じる場合に限られた。この時点までフランスの法政策は、生徒の信仰するイスラームのあり方をそもそも問わないという立場を維持するという意味で、エスニックブラインドネスを維持したと言える。

しかし、2004年、女性の抑圧を象徴するという理由で、公立学校でのイスラームのスカーフ着用が、具体的な教育上の障害とは関係なく、「スカーフ禁止法」によって禁じられた。さらに2010年には「ブルカ禁止法」によって公道でのブルカ着用が法律で禁じられる。つまり、特定のイスラーム表現はそれが市民のエスニックブラインドネス（特に男女平等）に反するという理由で、公的機関をはじめ公道など一般の人の目に触れるところでも禁じられるのだ。教育活動の障害など具体的な障害が生じていなくとも、特定の表現を理由とした市民権の制限は認められるようになった。この時点で、イスラームの特定の表現が公的機関や公の場で禁じられることで、法政策はイスラームに関してその固有性を実質的に考慮したと言える。

この状況は2012年のメラ事件によって大きく変化を始める。メラがホームグロウンテロリストとして注目されたので、フランスで社会化された第二世代がどのようにテロリストになっていくのか、その社会化の過程が注目されたのである。そのために、社会化の装置としての家族、学校、公民館、スポーツクラブや会社、さらにはモスクなどが個々人に注目して警察や検察、軍隊と連携しながら個人の考え方の変化を、そのイスラームの受容のあり方に注目しながら管理しようとするのだ。しかしこのアプローチは、〈政教分離原則〉や思想・表現の自由の原則をはじめ、これまでのフランスの公私分離のシティズンシップモデルと矛盾する。そこで新たな立法と非常事態宣言によって行政裁量の幅を広げることで第二世代を中心に社会化を管理する。この時、2012年以前とは異なって、主たる対象はムスリム女性からムスリム男性に変わり、特定の場で特定のイスラーム表現を禁じるのではなく、家庭など親密圏を含むあらゆる場における些細な変化が「過激化」の兆候としてチェックされ、監視対象となる。現在生じているのは、「過激化との闘い」の下での、第二世代男性ムスリムを主として念頭に置いて、そのあらゆる行動や発言に介入する法政策的対応をとるという意味でのフランスの多文化主義化（Ragazzi 2014）である。

## 主要参考文献

- Athena, *Rapport: Recherches sur les radicalisations, les formes de violence qui en résultent et la manière dont les sociétés les préviennent et s'en protègent*, Alliance Athena, 2016.
- Beydoun, Khaled, «Beyond the Paris Attacks: Unveiling the War within French Counterterrorism Policy», *American University Law Review*, 65, 2016.
- Bonelli, Laurent, «Les caractéristiques de l'antiterrorisme français: “Parer les coups plutôt que panser les plaies”», D. Bigo, L. Bonelli et T. Deltombe (dir.), *Au nom du 11 Septembre... Les démocraties à l'épreuve du terrorisme*, Paris, La Découverte, 2008.
- Brochard, Pierre et, Lafaye Caroline-G, «La radicalisation vue par la presse – Fluctuation d'une représentation», *Bulletin de Méthodologie sociologique*, 131, 2016.
- Burgat, François, Réponse à Olivier Roy: les non-dits de «L'islamisation de la radicalité», 2015. <[http://www.lescahiersdelislam.fr/Reponse-a-Olivier-Roy-les-non-dits-de-l-islamisation-de-la-radicalite\\_a1217.html](http://www.lescahiersdelislam.fr/Reponse-a-Olivier-Roy-les-non-dits-de-l-islamisation-de-la-radicalite_a1217.html)> 2017年10月12日取得。
- Cesari, Jocelyne (ed.), *Oxford Handbook of Islam in Europe*, Oxford, 2014.
- Crettiez, Xavier, «Penser la radicalisation», *Revue Française de Science Politique*, 66, 2016.
- Crettiez, Xavier et al, *Saisir les mécanismes de la radicalisation violente: rapport de recherche*, IHEIJ, 2017.
- Guibet-Lafaye, Caroline et Rapin Ami-Jacques, «La radicalisation» *Politique de communication*, 8, 2017.
- Haut Conseil à l'intégration, *Pour un modèle français d'intégration: Premier rapport annuel*, La documentation Française, 1991.
- . *L'islam dans la République*, La documentation Française, 2000.
- Kepel, Gille, *Terreur dans l'Hexagone*, avec A Jardin, Gallimard, 2015.
- Khosrokar, Farhad, *Radicalisation*, Maison des Sciences de l'homme, 2014.
- Ragazzi, Francesco, «Vers un multiculturalisme policier ?» *Les études du Ceri*, CERI, 2014.
- . «La lutte contre la radicalisation ou deux formes de la pensée magique» *Mouvements*, 88, 2016.
- . «L'évolution de la politique anti-terroriste en France depuis les attentats de 2015», 2017. <<http://www.sciencespo.fr/ceri/fr/content/l-evolution-de-la-politique-anti-terroriste-en-france-depuis-les-attentats-de-2015-anticipat>> 2017年10月12日取得。
- Roy, Olivier, *Le Djihad et la mort*, Le Seuil, 2016.
- Seniguer, Hugue, «De quelques réflexions sur les sinuosités de la radicalisation», in *Histoire, monde et cultures religieuses*, 39, 2016.
- 浪岡新太郎「ムスリム女性でありフランス市民であること」粟屋利江・松本悠子編『人の移動と文化の交差』（明石書店、2011年）。
- 「共和国における<ムスリム女性>」『国際学研究』50号、明治学院大学国際学会、2017年。

\* 本稿は2017年11月の日本国際問題研究所及び日本国際政治学会での報告原稿に加筆・修正したものである。

## — 注 —

- 1 ライシテという言葉は世俗化、政教分離や非宗教性などさまざまに訳されるが、ここでは公的に国家が宗教的属性に関与しないという意味で政教分離という言葉を使う。
- 2 フランスでは多数派はマグレブ系移民二世男性であり庶民層が多いと言われる。
- 3 2015年1月28日、シャルリー・エブド事件後のフランスでは8歳の少年が小学校の教室での犠牲者への追悼を拒否し犯人への連帯を示したことを理由に校長が警察に通報し、警察は少年を事情聴取している。
- 4 したがって、イスラームとのコンタクトは礼拝所の外で行われており、その後、イスラームについての知識を深めようと礼拝所に通うようになるとしても、礼拝所を選ぶ理由はその礼拝所が特定のイスラーム解釈（サラフィズムなど）を提案しているからではない。むしろ、自宅や職場からの近接性が

## 第2部 ヨーロッパにおけるポピュリズム・人口移動問題とその背景

大きな選択の基準になっている。結果として彼らがサラフィズムなどに向かうのは、特定の礼拝所を選んだからというよりは、現在の特に貧困者集住地区における主流のイスラームがサラフィズムになっているからである。